

岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定に基づき認定された岡崎市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）において、計画に記載された歴史及び伝統を反映した活動の継承に対する補助金（以下単に「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、活動継承団体とする。

2 補助金の交付を受けようとする活動継承団体の役員に、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人その他の団体である場合には、補助金の交付はしない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、計画に記載された歴史的風致のうち、50年以上続く歴史及び伝統を反映した活動の継承に必要な事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 記録作成又は調査研究に関する事業
- (2) 後継者養成に関する事業
- (3) 用具等整備に関する事業
- (4) 情報発信又は普及啓発に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史及び伝統を反映した活動の継承に寄与すると市長が認めるもの

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、同一の活動継承団体に対して、予算の範囲内において、1会計年度につき1回交付するものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、30万円を上限とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 3 補助対象事業が、この要綱による補助金以外の補助金（これに類するものを含む。）の交付を受けるときは、この要綱による補助金の交付はしない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする活動継承団体は、規則第5条の規定に基

づき、様式第1号による市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、規約、会則等
- (4) 役員の名簿
- (5) 市費補助金申請に係る消費税仕入税額控除確認書（消費税額を含めて申請する場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。

3 第1項に規定する申請は補助対象事業に着手する日より前、かつ、補助対象事業を行う年度の12月28日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに行わなければならない。

（交付決定の通知）

第7条 補助金の交付決定の通知は、規則第7条の規定に基づき、様式第2号による岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助金交付決定通知書により行うものとする。

（事業内容の変更）

第8条 補助金の交付の決定を受けた活動継承団体は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、当該補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をするときは、あらかじめ、様式第3号による岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助事業変更承認申請書に当該変更に係る事業の内容を記載した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認の通知は、様式第4号による岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助事業変更承認通知書により行うものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 補助金の交付の決定を受けた活動継承団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第5号による岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助事業中止・廃止承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認の通知は、様式第6号による岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助事業中止・廃止承認通知書により行うものとする。

（補助金の実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた活動継承団体は、規則第10条の規定に基づき、様式第7号による市費補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日以後1月以内の日、又は当該年度の3月31日のいずれか

早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業に支出した領収書の写し
- (4) 事業に係る写真、その他事業の状況を示す資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額確定の通知)

第11条 補助金の交付額確定の通知は、規則第11条の規定に基づき、様式第8号による岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助金交付額確定通知書により行うものとする。

(補助金交付の時期)

第12条 前条に規定する確定を受けた交付決定受理者は、同条に規定する確定を受けた日から起算して30日を経過する日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに請求書を市長へ提出しなければならない。

2 補助金の支出は、前項の規定に基づく交付決定受理者からの請求により交付する。

(交付決定取消しの通知)

第13条 補助金の交付決定取消しの通知は、規則第13条の規定に基づき、様式第9号による岡崎市歴史的風致形成活動事業費補助金交付決定取消通知書により交付決定受理者に対し通知するものとする。

(検査等)

第14条 市長は、活動継承団体に対し補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後ににおいても善良な管理者の注意をもって適切に管理をするとともに、その効率的な運用を図るよう努めなければならない。

2 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

3 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分する場合には、市長は、補助金の交付を受けた活動継承団体に対し、その交付した補助金の全額又は一部に相当する額を返還すべきことを命ずることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条第2項関係）

1 補助対象経費

項目	内容
報償費	講師等への謝礼
消耗品費	活動に用いる用具（衣装、道具等）の購入費、研修教材費、調査研究に必要な書籍等の購入費等
印刷製本費	活動に係る資料の印刷代等
修繕費	活動に用いる用具（衣装、道具等）の修理費、備品の修繕費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料等
委託費	調査研究委託費等
使用料及び賃借料	会場借上料、車両・機器等の借上料
備品購入費	活動に用いる用具（衣装、道具等）の購入費等
その他	上記以外で、補助対象事業の実施に直接的に必要な経費であると市長が認めたもの

2 次に掲げるものは、補助金の対象経費としない。

(1) 飲食に要する経費

(2) 会員、関係者、及び関係団体等に対する慶弔費、懇親会費、見舞金等の交際費及びこれに類する経費

(3) 神社仏閣への祈祷料、玉串料、初穂料及び供物料等の直接宗教的儀式の催行に係る経費

(4) 支出が領収書等で確認できない経費

(5) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費